

# 建設発生土処理委託契約書

建設発生土排出事業者 (以下甲という)と 建設発生土受入処理業者株式会社 サンエイト(以下乙という)は、乙の所有施設「石原残土場」(以下処理施設という)へ、下記条項により建設発生土の受入処理委託の契約をする。

## 条 項

### (信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

### (処理委託の時期)

第2条 甲は少なくとも委託処理をしようとする1営業日前までに、日毎に乙に連絡し、甲は乙の承諾を得た後でなければ、建設発生土の受入処理を乙に委託することはできないものとする。

### (建設発生土搬入場所)

第3条 甲は、建設発生土の搬入場所について、処理施設の乙が指示する場所に搬入するものとする。

### (建設発生土の場所等)

第4条 甲は下記の建設発生土の受入処理を乙に委託し、乙はこれを承諾する。

1. 工事名
2. 場 所
3. 予定期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
4. 予定数量 V= m<sup>3</sup>

### (運搬の注意義務)

第5条 建設発生土の運搬は、甲の責任において下記の注意事項を遵守し行うこととする。

#### [注意事項]

1. 車両の通行については交通法規を守るとともに、進入路沿いに設置したある通行速度を守り運行すること。万一事故が発生した場合には、甲が全責任を負って対処するものとする。
2. 運行車両の積載量は過積載にならないよう適正な量で行うこと。
3. 搬出入に伴い、タイヤ付着土砂・積載物の落下等による公道及び側溝の汚損、破損のないようにすること。万一汚損、破損等があった場合は直ちに乙に報告し、清掃、修繕等を甲が原形に復旧すること。
4. 近隣民家への砂の飛散防止並びに騒音防止に十分配慮し運行すること。

(搬入量、搬入土質区分の報告)

第6条

1. 甲は所定の用紙に記入し、遅滞なく報告しなければならない。
2. 報告書に記載する土砂区分は甲が受注した工事で決められた土質に係わらず持込み時の状態とする。搬入土質は受入可能な最大含水比は 30%とし、これ以上の含水比率の高い土砂は運搬中に荷こぼれの可能性が高いため受入を禁止する。発注者との土質区分変更に係る検査等は甲が行うものとする。乙が行った場合は検査費用等を甲へ請求する。
3. 報告された土質区分に明確な虚偽があった場合は当該契約工事の土砂の問題が解決するまで持込みを禁止する。甲乙協議の土質区分が決定した場合、遡って追加の料金を徴収する。

(委託料金)

第7条 建設発生土受入処理委託料を別紙料金表の通りとする。

(委託料の支払い)

第8条 甲は、下記の条件で建設発生土受入処理委託料を支払うものとする。

請求書の締切り	毎月 20 日
支払日	翌月 10 日
支払い方法	乙指定の金融機関へ 100%振込

(協議)

第9条 その他本契約書に取り決めのない事項又は本契約に疑義が生じた場合には、甲、乙が協議の上定めることとする。

上記契約を証するため、契約書 2 通を作成し甲、乙双方下記に署名捺印の上、各々その1通を保持するものとする。

令和 年 月 日

建設発生土排出事業者

(甲) 住所

氏名

Ⓜ

建設発生土受入処理業者

(乙) 住所 島根県仁多郡奥出雲町三成444-18

株式会社 サン エ イ ト

氏名

代表取締役 佐藤 和彦

Ⓜ